

訪問入浴介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、一乗ハイツ訪問入浴事業所（以下、「事業所」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問入浴について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問入浴介護のサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日、または第8・9条に基づく契約の終了までとします。
2. 契約満了の5日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了に申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問入浴計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「訪問入浴介護計画」を作成し、利用者およびその家族に説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

第4条（訪問入浴の内容）

1. 利用者が提供を受ける訪問入浴の内容は〔契約書別紙〕に定めたとおりです。事業者は、〔契約書別紙〕に定めた内容について、利用者およびその家族に説明して同意を得るものとします。
2. 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、〔契約書別紙〕に定めた内容の訪問入浴介護のサービスを提供します。
3. 事業者は、提供する訪問入浴介護のサービス内容、または介護保険適用範囲が変更になる場合「訪問入浴介護計画」を変更し利用者およびその家族に説明して同意を得るものとします。
4. 第3項において「訪問入浴介護計画」が変更された場合は、新たな内容の〔契約書別紙〕を作成し、利用者およびその家族に説明して同意を得るものとします。

第5条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者の関する第5条1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第5条1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（利用料金）

1. 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位毎の料金をもとに算定された月ごとの合計額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降に利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月15日までに支払います。
4. 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条（利用料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービス内容の変更または中止とすることがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約する事ができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合
 - ②利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者および家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第12条（緊急時・事故発生時の対応）

1. 事業者は、訪問入浴介護のサービスを提供している時に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに重要事項説明書に定めた主治医および家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。
2. 事業者は、訪問入浴介護のサービスを提供しているときに、事故が発生した場合には速やかに関係機関および家族へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から指示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

1. 事業者は、訪問入浴の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を措置し、訪問入浴介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判官轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を官轄する裁判所を第一審官轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名>

一乗ハイツ訪問入浴事業所

<指定番号>

1870500111号

<指定都道府県名>

福井県

<住所>

福井県大野市牛ヶ原154-1-1

<上記契約管理人・管理者>

一乗玲子

印

利用者

<住所>

<氏名>

印

(代理人)

<住所>

<氏名>

印

[契約書別紙]

1. 訪問入浴の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

- (1) ご利用日 曜日
- (2) ご利用時間 : ~
- (3) サービス内容 訪問入浴計画に沿って、入浴もしくは清拭等のサービスを提供します。

2. 利用料金

(1) お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

※ 下記の利用料金は一割負担の場合であり、二割負担又は三割負担の場合は利用料金が異なります。

一日あたりの利用料金	要介護1～5の方	要支援1・2の方
入浴	1,260円×回数	852円×回数
清拭・部分浴	1,134円×回数	767円×回数
サービス提供体制強化加算	44円×回数	44円×回数
初回加算(新規初回利用日)	200円(初回のみ)	200円(初回のみ)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	利用料金に1回につき5%を乗じた額を加算	
介護職員処遇改善加算	利用料金に1回につき4.2%を乗じた額を加算	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは、通常の実施地域を越えて、指定訪問入浴介護を行う場合の加算のことです。

- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

訪問入浴重要事項説明書

当事業所は指定介護予防訪問入浴・指定介護訪問入浴介護事業所です。

当事業所は利用者に対して指定介護予防訪問入浴・指定介護訪問入浴サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 光明寺福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福井県福井市勝見三丁目2201 |
| (3) 電話番号 | 0779-65-7132 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 一乗玲子 |
| (5) 設立年月日 | 昭和54年8月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防訪問入浴・指定介護訪問入浴事業所
平成13年3月21日指定
福井県1870500111号 |
| (2) 事業の目的 | 指定介護予防訪問入浴・指定介護訪問入浴は、利用者が要支援・要介護状態等となった場合居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 一乗ハイツ訪問入浴事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県大野市牛ヶ原154-1-1 |
| (5) 電話番号 | 0779-65-7131 |
| (6) 管理者氏名 | 一乗玲子 |
| (7) 事業所の運営方針 | 1. 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うこと
によって利用者の身体の高潔の保持、心身機能の維持等の援助を行います。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |
| (8) 事業者が行っている他の業務 | 当法人では、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所など介護事業を多数実施しています。詳しくは法人パンフレットをご参照ください。 |
| (9) 通常の実施地域 | 通常の実施地域は、大野市・勝山市・福井市とします。 |
| (10) 営業日及び営業時間 | 利用者からの要望があった場合は、通常時間以外のサービス提供を行うこともあります。サービス担当責任者にご相談ください。 |
| 1 営業日 | 月曜日から金曜日。(祝祭日営業)
ただし、12月29日から1月3日までは除きます。 |
| 2 サービス提供時間帯 | 通常午前8時30分より午後4時30分までとします。 |

3. 当事業所の職員

当事業所では、利用者に対して指定介護予防訪問入浴・指定介護訪問入浴サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 管理者 | 1名(兼務) |
| 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| (2) サービス提供責任者 | 1名(介護職兼務) |
| サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問入浴・指定介護訪問入浴の利用の申込みに係る調整、訪問入浴計画の作成等を行う。 | |

- (3) 看護職員 1名以上 (兼務)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の心身の状況等を的確に把握するとともに、健康保持のための適切な処置を行う。
- (4) 介護職員 2名以上 (兼務)
介護職員は、訪問入浴の提供にあたり利用者の心身の状態等を的確に把握し、利用者に対し、適切な入浴援助を行う。

4. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では、訪問入浴サービス計画に基づくサービスの提供を行います。

- (1) 健康状態の確認
入浴前後の血圧・体温・脈の健康チェックを行い、利用者の健康状態を確認します。
- (2) 入浴介護
入浴前の健康状態を確認の上、入浴していただきます。また、健康状態により入浴出来ない場合は、全身清拭を行います。
- (3) 感染防止
感染防止のため、入浴後、浴槽等の消毒を行います。
- (4) 衣類の着脱
入浴前後の着脱を介助いたします。
- (5) 健康及び介護相談
利用者及びその家族の日常生活における、健康・介護等に関する相談・援助等を行います。

5. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用者は自己負担となります。又、2割負担及び3割負担の場合は、基本料金が異なります。

(1) 利用料

要介護1～5 (要支援1・2)	1回あたりの料金	介護保険適用時の1回あたりの料金
入浴	¥12,600 (¥8,520)	¥1,260 (¥852)
清拭	¥11,340 (¥7,670)	¥1,134 (¥767)
サービス提供体制強化加算	¥440 (¥440)	¥44 (¥44)
初回加算(新規初回利用日)	¥2,000 (¥2,000)	¥200 (¥200)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算	
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の4.2%を加算	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは、通常の実施地域を越えて、指定訪問入浴介護を行う場合の加算のことです。

(2) 支払い方法

当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降に利用者へ送付します。利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(3) その他

利用者宅で、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者のご負担になります。

6. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の担当職員がお伺い致します。訪問入浴計画作成と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。

ただし、居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

1. 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文で通知いたします。

3. 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

ウ 利用者がお亡くなりになった場合

エ その他

・当事業所は正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者がサービス利用料金の支払いを2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病院等により、3カ月以上に渡りサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 体調確認

健康チェックにて、当日の健康状態を確認します。サービスを提供できる際に、利用者の心身の異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を行います。

(2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

(3) 定められた業務以外の禁止

利用者は「4. 当事業所が提供するサービス」に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

(4) 訪問入浴サービスの実施に関する指示・命令

訪問入浴サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問入浴サービスの実施にあたって、利用者及び家族の事情、意向等に十分に配慮します。

- (5) 設備・器具の利用
訪問入浴サービス実施の為に必要な設備・器具等の設置及び利用が可能となっています。また、利用にあたり、故障や危険箇所がないかを点検し、安心して利用できるように配慮し実施します。
- (6) 備品等の使用
訪問入浴サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問入浴職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- (7) 訪問入浴職員の禁止行為
訪問入浴職員は、利用者に対する訪問入浴サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行ないません。
- ア 利用者もしくはその家族等からの物品等の授受
 - イ 利用者の家族等に対する訪問入浴サービスの提供
 - ウ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - エ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - オ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- (8) 訪問時間について
交通事情等の事情により訪問時間が多少前後することがございます。予めご了承ください。
- (9) 緊急時・事故災害発生時の対応
訪問入浴サービスを提供しているときに、利用者の病状の急変や事故災害が発生した場合には速やかに主治医や家族、関係機関へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

〈連絡先〉

①緊急連絡先

ふりがな 氏名(続柄)	()	()
住所		
電話番号		

②主治医

病院名		医師名	
住所		電話番号	

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当

利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、訪問入浴に関する利用者の要望・苦情に迅速に対応します。なお事業者以外にも市町村もしくは福井県国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることが出来ます。

担当 サービス提供責任者 寺尾 悦子
電話 0779-65-7131
受付時間 午前8:30～午後5:30

市町村(大野市)	大野市役所	健康長寿課	0779-66-6631
(勝山市)	勝山市役所	健康長寿課	0779-88-1111
(福井市)	福井市役所	介護保険課	0776-20-5715
福井県社会福祉協議会	運営適正委員会		0776-24-2347
福井県国民健康保険団体連合会	介護保険係		0776-57-1614

(2) 苦情処理手順

苦情処理責任者は、相手方との連絡を取るなどの状況把握に努め、検討会議を行い速やかに具体的な対応に努め、書面に記録し再発防止に努めます。なお、苦情申し立てを行った利用者に対し何ら不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

(3) 調査協力・改善

利用者からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力すると共に、利用者及びその家族その他からの苦情を受け付けたとき、また自治体から改善に対する指導・助言を受けた場合は迅速に改善を行います。

9. 事業計画、財務内容、サービス提供記録等の閲覧について

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、利用者及びその家族のうち、これを希望される方には閲覧を許可しています。希望の方は、職員へ申し込んでください。

なお、介護サービスの情報公表については、福井県介護サービス情報公表システムにおいて公表されております。下記のホームページを、ご覧ください。

福井県社会福祉協議会ホームページ
<http://www.f-syakyo.or.jp/>

契約をする場合以下の確認をします

令和 年 月 日

訪問入浴サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福井県大野市牛ヶ原154-1-1
名称 一乗ハイツ訪問入浴事業所
指定番号 1870500111号
管理者 一乗 玲子 印

説明者 寺尾 悦子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問入浴について重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 氏名 印

(代理人)

住所 氏名 印

本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となります。

